ービス事業者になるために **言頼され選ばれる福祉サ**

私たち社会福祉事業の経営者は、利用者の方々に良質で適切 なサービスを提供しなければなりません。そのためのツールとして、 この第三者評価事業が有効な手段となります。

振り返る中で足らざる課題を発見することができ、発見した課題 への対応を職員一丸となって行うことで全体の質の向上が図られ た、さらに、課題を共有し、解決しようとする取り組みが、実践的な 第三者評価を受審された事業所の職員からは、日々の業務を 独自のマニュアル整備につながった、という例を聞いています。

一方、経営者にとっては、第三者である評価調査者により、自ら の事業所が提供するサービスの内容について客観的・専門的な 評価を受けることで、現状を把握し、課題を明らかにすることが

できます。課題が明らかになれば、解決のための具体的な目標を 設定し改善することにより、質の向上を図ることができるのです。

をご利用いただけるよう、福祉サービス第三者評価事業の活用を 第三者評価の受審は自発的に行われるものです。全国経営協 是非とも第三者評価を受審していただくとともに、利用者の方々 にもその取り組みを広く周知し、安心して質の高い福祉サービス では第三者評価の受審促進を掲げ、取り組みを進めています。 お願いいたします。

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 高岡 國士 全社協・福祉サービスの質の向上推進委員会 常任委員会 委員/

評価事業の推進体制

バス部

| 意識改革 | を導 利用者の [安心] 「信頼」 職員の「意欲向上」|

「地評価のご

第三者評価とは

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質 について、公正・中立な第三者機関が専門的・ 客観的な立場から評価を行う仕組みです。 事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを 目的としています。

第三者評価機関認証委員会 (評価機関の認証、苦情等への対応、 事業の推進等)

都道府県推進組織

助言等

報提供

厚生労働省

助言

第三者評価基準等委員会 (評価基準・手法策定、調査者養成、 普及・啓発、結果の公表等)

推進のために連携

評価事業

第三者

●都道府県推進組織の支援 (各種ガイドラインの策定・更新、 普及・啓発、事業の推進等)

全国社会福祉協

助成·助言

認

評価申込み

評価調査者による評価

児童など各福祉サービス)

(対象:高齢者·障害者

ビス事業者

福祉サ

評価結果は、利用者・家族の情報資源となります。

受審の効果は

長期的計画等、健全な福祉経営の新たなヒント 職員の質の向上、 権利擁護、 を得るきっかけとなります。 利用者の安全、

調査等)を通して、職員の気づきの力、サービス 第三者評価のプロセス(職場での自己評価、訪問 の改善点、課題の共有化が深まります。 ●利用者・家族への調査を通して、利用者本位の サービスづくりに役立ちます。

「結果の公表が義務化されています」 社会的養護関係施設の受審・評

|がとりまとめられました。これを踏まえ、児童福祉施設最低基準が 一部改正され、平成24年度から、社会的養護関係施設では、3年に1回以上の受審と評価結果の公表が義務付けられました。 ●平成23年7月に厚生労働省で「社会的養護の課題と将来像、

●義務付けられた社会的養護関係施設は、以下の5種類の施設です。 児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設

FAX 03-3580-5721 E-mail z-seisaku@shakyo.or.jp 7889 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会政策企画部** 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-ホームページ http://www.shakyo-hyoka.net/

49

●各県における評価調査者指導者の 養成

栅

事業実施状況の把握

研修等

社会福祉法人全国社会福祉協議会